

学校感染症の種類と出席停止の期間の基準について

学校保健法第19条により、学校における予防すべき感染症に罹患した場合は「出席停止」となります。感染症の種類（学校保健安全法施行規則第18条）と出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）は、下記のとおりです。

医療機関を受診し下記の疾患の診断を受けた場合、学校または学級担任へご連絡ください。

なお、「出席停止」扱いとするには、別紙の「学校感染症罹患申請書」が必要です。生徒本人が登校ができるようになってから提出してください。（新型コロナウイルス感染症につきましては、現時点ではこれまで通り提出の必要はありませんが、確実にご連絡ください。）

「学校感染症罹患申請書」は、保護者が記入し受診を証明できるもの（例えば：薬の説明書やお薬手帳の写しなど）を添付してください。

分類	種類	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重傷急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MARS)及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が完了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過するまで、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症※	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※ 第3種に分類されている「その他の感染症」は、「学校で通常みられないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第3種の感染症として緊急的に措置をとることができるものとして定められているものであり、あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではない。」となっています。（参照：日本学校保健会発行「学校において予防すべき感染症の解説」）